

社会保障審議会 介護保険部会(第59回)	資料2
平成28年6月3日	

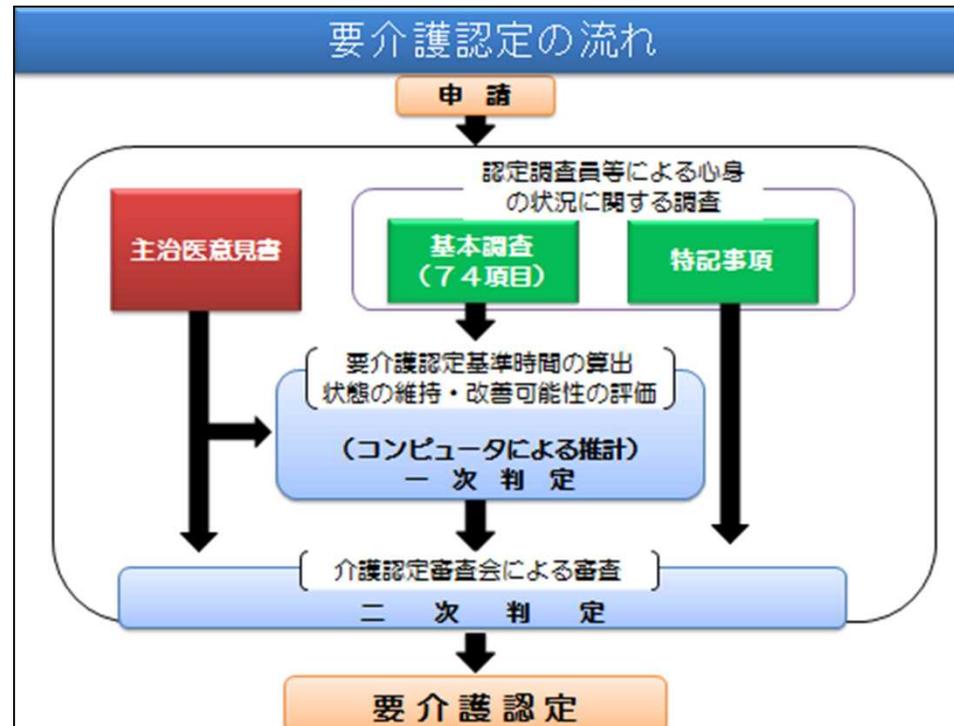
保険者の業務簡素化 (要介護認定等)

要介護認定の見直し等について

現状・課題

1. 要介護認定の流れ

- ① 市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。(一次判定)
- ② 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。(二次判定)
- ③ この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。



要介護認定の見直し等について

現状・課題

2. 要介護認定の有効期間の延長をめぐる経緯

- ① 要介護(要支援)の認定者数は、平成27年4月現在608万人であり、この15年間で約2.8倍に増加している。
認定者数の増加のペースは、平成18年度頃以降、一度遅くなったが、平成21年度頃から再び速くなっており、市町村の要介護認定の事務量が増加している。
- ② 事務負担軽減の観点から要介護認定に係る有効期間の延長を段階的に実施してきた。
平成26年度の介護保険の制度改正にあたっては、以下のような指摘があり、必要な対応を行った。

<過去の指摘事項 1>

「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成25年12月20日第54回社会保障審議会介護保険部会)

(市町村の事務負担の軽減)

介護認定の有効期間の延長についても検討する必要がある。

<過去の指摘事項 2>

「規制の簡素合理化に関する調査の結果に基づく勧告」(平成26年10月総務省)

3 手続等の簡素合理化

③ 要介護認定等に係る更新申請について、

認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずること。(厚生労働省)

要介護認定の見直し等について

○ 要介護認定の有効期間の延長に関するこれまでの経緯

(原則の認定有効期間)

申請区分		現状(見直し時期)	(参考)平成12年(制度創設時)
新規申請		6ヶ月	6ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	6ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月(H16)	6ヶ月
	前回要支援→今回要介護	12ヶ月(H27※)	6ヶ月
	前回要介護→今回要支援	12ヶ月(H27※)	6ヶ月
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月(H16)	6ヶ月

(市町村が設定可能な有効期間)

申請区分		現状(見直し時期)	(参考)平成12年(制度創設時)
新規申請		3ヶ月～12ヶ月(H24)	3ヶ月～6ヶ月
区分変更申請		3ヶ月～12ヶ月(H23)	3ヶ月～6ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	3ヶ月～24ヶ月(H27※)	3ヶ月～12ヶ月
	前回要支援→今回要介護	3ヶ月～12ヶ月(H23) 3ヶ月～24ヶ月(H27※)	3ヶ月～6ヶ月
	前回要介護→今回要支援	3ヶ月～12ヶ月(H23) 3ヶ月～24ヶ月(H27※)	3ヶ月～6ヶ月
	前回要介護→今回要介護	3ヶ月～24ヶ月(H16)	3ヶ月～12ヶ月

※部は、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合に適用

要介護認定の見直し等について

(平成12年(制度創設時))

- ・「原則の認定有効期間」は、一律6か月と設定した。
- ・「市町村が設定可能な有効期間」は、
更新申請の結果、「要支援→要支援」または「要介護→要介護」となった場合は、3か月～12か月と設定した。
新規申請、区分変更申請及び上記の場合を除く更新申請については、3か月～6か月と設定した。

(平成16年)

- ・「原則の認定有効期間」について、更新申請の結果、「要支援→要支援」または「要介護→要介護」となった場合の有効期間を12か月へ延長した。
- ・「市町村が設定可能な有効期間」について、更新申請の結果、「要介護→要介護」となった場合の有効期間の上限を24か月へ延長した。

(平成23年)

- ・「市町村が設定可能な有効期間」について、新規申請を除く区分変更申請、更新申請の有効期間の上限を一律12か月へ延長した。

(平成24年)

- ・「市町村が設定可能な有効期間」について、新規申請の有効期間の上限を12か月へ延長した。

(平成27年)

- 市町村が介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合に、
- ・「原則の認定有効期間」について、更新申請の有効期間を一律12か月へ延長した。
 - ・「市町村が設定可能な有効期間」は、更新申請の有効期間の上限を一律24か月へ延長した。

要介護認定の見直し等について

現状・課題

3. 業務簡素化・効率化のためのその他の取組

- 介護認定審査会の委員の任期の弾力的運用

介護保険法施行令を改正し、市町村または特別区において条例を定めることにより、認定審査会委員の任期を延長できるようにした。(平成28年4月1日施行)

改正前	改正後
2年	2年 (ただし、市町村・特別区条例により 2年以上3年以下の期間を定めてもよい)

要介護認定の見直し等について

論点

1. 保険者等から要介護認定事務(認定調査、認定審査、主治医意見書等)が負担となっているという声があるが、要介護認定事務の業務簡素化・効率化についてどう考えるか。
2. 介護保険制度創設以来、要介護認定の有効期間の順次見直しを行ってきたが、さらなる見直しの必要性についてどう考えるか。
3. その他、要介護認定事務の業務簡素化・効率化のためにどのような方法が考えられるか。